

令和三年 第四回定例会

# 市長説明要旨

南アルプス市

令和三年第四回定例会の開会にあたり、提出いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

併せて、私の所信の一端を申し述べ、議員各位並びに市民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

色鮮やかに染まる山々の風景から、北風により舞い落ちる落ち葉とともに、一段と冷え込みを増した里山の空気に、季節の移ろいを、足元から感じる時節となっております。

今年を振り返りますと、昨年引き続き、新型コロナウイルス感染症対策に傾注する一年でありました。

特に、今年度は四月当初より、「ワクチン接種」を本市の最優先事項として位置づけ、市民の皆さまの大切な命と暮らしを守り、安全、安心を確保するため、迅速な接種に向け、山梨県と強力な連携を図る中で、全職員が一丸となり、総力を挙げてワクチン接種を推し進めております。

ワクチン接種にあたっては、市内医療機関の医師、看護師の皆さまをはじめ、接種に携わっていただいた多くの関係者の多大なるご尽力に加え、市民の皆さまの深いご理解とご協力を賜りましたことに、この場をお借りして心より感謝申し上げますとともに、厚く御礼申し上げます。

本市のワクチン接種状況については、十一月十三日の集団接種終了時点において、六十五歳以上の高齢者の方については、対象者二万六千九百九十九人のうち、約九十パーセントの方が、また、六十四歳以下の方については、対象者四万三千九百四十一人のうち、約八十パーセントの方が接種を受けており、対象者全体では約八十三パーセント、約五万四千人の方が二回の接種を終えており、多くの市民の皆さまの積極的な接種により、非常に高い接種率となっております。

日本国内においては、ワクチン接種の進捗とともに、九月中旬以降における、新型コロナウイルスの新規感染者が急速に減少し、九月三十日の「緊急事態宣言」「まん延防止等重点措置」の解除以降も減少傾向が顕著となり、十月中旬以降では、東京都においても、一日の新規感染者が連日五十人を下回る状況にまで、落ち着いてきております。

山梨県内においても、概ね同時期から新規感染者が減少し、発生しない日が連続するなど、昨年来からの新しい生活様式の下、三密を避け、様々な場面での制限や自粛をするなど、徹底した感染防止対策を継続してきたことが、大きな成果として表れ、感染収束に向けた明かりが少しずつ見え始めてきたところであります。

しかし、この状況を楽観視することなく、見え始めた明かりを確かなものとするため、本市としても三回目のワクチン接種に向けた準備を鋭意進めており、接種再開に向けた体制づくりにも万全を期しているところであります。

三回目の接種については、先ず、年内に医療従事者の皆さまから始め、年明け一月下旬からは、二回目の接種後八箇月を経過した、六十五歳以上の高齢者の方から、順次接種を進める計画であります。

市民の皆さまにおかれましては、引き続き、積極的なワクチン接種にご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、国内経済に目を向けて見ますと、新型コロナウイルス感染症の甚大な影響により、様々な制限を強いられ、戦後の日本経済において、最大の落ち込みを経験する中で、昨年来より、中小・小規模事業者の皆さまや、特に、飲食業の皆さまの事業環境は、かつてないほど非常に厳しい状況にあると承知しております。

本市としても、これまでの新型コロナウイルスの感染防止対策から得た経験や蓄積された知見を基に、今後は、ウィズコロナの状況に軸足をおく中で、地域経済の回復に向けた事業を積極的に展開する必要があると考えております。

十二月一日からは、十月中旬から配布を進めてまいりました、市民一人につき一万五千円分の商品券「南アルプス元気券」の使用を開始いたします。

この元気券は、五千円分が飲食券となっております。

特に、コロナ禍における影響の大きい、飲食事業者の支援はもとより、地域経済に再び潤いと活力を取り戻すため、市民の皆さまの積極的なご利用により、市内経済を強力にバツクアップしていただけますようお願い申し上げます。

国政においては、去る十月末に、衆議院議員選挙が執行され、改めて、第一百代内閣総理大臣に岸田文雄氏が就任し、新型コロナウイルス対策に最優先で取り組むとともに、早期に数十兆円規模の経済対策を実行することを主軸に、方針を示しております。「新しい資本主義」の構築を掲げ、成長と分配の好循環により、日本経済を新たな成長軌道に乗せていくことを目指すとしております。

本市としても、このコロナ禍により、大きく傷んだ地域経済の力強い回復に向けて、政府の示す経済対策の内容を注視する中で、必要な対策は躊躇なく、積極的かつ迅速に実施してまいり所存でありますので、議員各位並びに市民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

続きまして、本定例会における議案の説明に先立ち、現在、本市が進めております主な政策につきまして、ご報告申し上げます、議員各位並びに市民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

はじめに、「南アルプス市インターチェンジ新産業拠点整備事業」についてであります。

八月に公募内容をリリース、十月一日より公募手続きを開始し、既に内覧会及び説明会を終了しております。内覧会及び説明会には、二十を超える企業からのお申し込みをいただき、期間を二週間延長する中で、募集案内の説明や事業のプレゼンテーション、現地の案内などを進めております。

現在は、参加表明書の受付期間に入っており、年明けには事業提案の受付が始まります。本市の玄関口として、「人々が集い、地域と繋がる集客交流拠点」を目指し、市政推進に繋がる魅力的な提案を期待するものであります。

一方、南アルプスインターチェンジ周辺整備事業については、地権者の方々の意向や、企業ニーズの把握に努めるとともに、市民ワークショップや庁内関係課による検討会を随時実施しております。

市民の皆さまと積極的に意見を交わす中で、多くの方から期待されるインターチェンジ周辺エリアの将来像や、市の目指すまちづくりを共有し、将来を見据えた土地活用の実現に向けて、引き続き、調査研究に取り組んでまいります。

次に「ふるさと納税」についてであります。

今年度も十月末から、シャインマスカットの先行予約を、随時開始しております。主力返礼品であるシャインマスカットの生産量は、昨年比べて増加しており、今年度は、JA南アルプス市との連携を強化する中で、より多くのご寄附をいただけるよう、全体の取扱数量を増やし、申込のピークである年末に向けて、予約受付を順次進めており、現時点では、昨年をやや上回るペースとなっております。

次に、「過疎地域持続的発展計画」についてであります。

本計画は、当初の段階では九月策定を目途としておりましたが、地域住民の意見を十分に反映するための期間を設けたため、策定予定を変更し、今議会へ上程しております。

今後は、計画に基づいた、交流人口拡大による移住・定住の促進や、芦安地区全体を通じて楽しめる周遊型・滞在型観光の推進など、集落内の活性化を推進する施策について、地域住民や地域団体と連携を図る中で進めてまいります。

続きまして、私が掲げております公約、五つの約束の取り組みと併せて、今年度実施中の主要事業について、ご説明申し上げます。

一点目は、『子育て支援のさらなる推進』についてであります。

「GIGAスクールの取り組み」については、今年度初めから一人一台端末の環境が整い、一学期中に全学級で「GIGA授業開き」を実施し、主な使い方やルールを学び、授業での端末利用が始まっております。

日々の学習の中で積極的に利用しており、児童生徒のICTを活用する力も向上しております。

二学期からは、各ご家庭におけるWi-Fi整備について、ご協力をいただいたことで、家庭への端末の持ち帰り学習も始まっており、コロナ禍における学習活動においても、リモート機能を活用する中で、効果的に利用されております。

また、学校に行けない、行かない児童生徒に対しても、希望者には、家庭での利用を提案しております。

今後も、学校の教育活動において、ICTの利点を生かした活用を鋭意推進してまいります。



二点目として、『健康・長寿のまちづくり』についてであります。

はじめに、今年度で三年目に入りました、「幸せ実感、南アルプス市健康リーグ事業 健康わくわくウォーク」についてであります。

本事業については、継続参加者六百六十三名と新規参加者五百名の計千百六十三名により、実施しております。

継続的な健康づくりによる健康増進に加え、高齢者のフレイル予防対策、特定保健指導などとも連携する中で、医療費の抑制にも繋げてまいります。

次に、「地域支えあい協議体」についてであります。

今年度から、第三層協議体と自治会の連携をより推進するため、各自治会を通じて協議体活動交付金を交付する事業を実施しております。

今年度は、市内八十六自治会のうち、五十の自治会に創設されております協議体に、三百四万八千八百円が、交付済みであります。

第三層協議体については、地域の課題解決に向けた活動の要として、居場所づくりや生活支援など、地域の特性に合った様々な活動を実施していただいております。

今後、協議体活動について、より市民のご理解をいただけるよう活動への支援や情報発信に努めてまいります。

三点目として、『ユネスコエコパーク事業の推進』についてであります。

本年六月に博物館申請しておりました、「ふるさと文化伝承館」については、今月十二日に、博物館法に基づく博物館として正式に登録されました。

ふるさと文化伝承館は、五感を使い、多くの方に歴史の厚みに裏付けられた南アルプス市の魅力を知っていただけるよう、積極的な取り組みを展開しております。この博物館登録を契機として、更なる活用と市内外への周知を強化するなど、より一層の文化振興を図ってまいります。

四点目として、『豊かで活力あるまちづくり』についてであります。

はじめに、「桃せん孔細菌病の防除対策」についてであります。

過年度における台風や長雨の影響により、ここ数年、被害を受けている桃生産農家に対して、せん孔細菌病の低減と蔓

延防止を図るため、生育期と秋季の薬剤防除の経費の一部を、昨年度から支援させていただいております。

生育期の薬剤防除については、二百九十九ヘクタールに実施しており、出荷状況は、昨年度の二十パーセント増と防除対策の成果が表れております。今後も、JA南アルプス市と連携し、防除の徹底を図ってまいります。

次に、「スモモ産地競争力強化支援事業費補助金」についてであります。

本年八月に、十分な告知もない中で、アメリカ産スモモの輸入が解禁されることになり、日本一の生産量を誇る本市にとって非常に深刻な問題であり、生産者の皆さまには、不安や懸念が募る状況であると推察するところであります。

山梨県においては、連名により農林水産省に対して抗議文、要請文を提出するとともに、九月追加補正予算に、「スモモ産地競争力強化支援事業費補助金」を計上しております。

これは、米国产スモモの輸入解禁を受け、県内スモモ農家の生産体制を強化するため、優良品種への改植や安定生産に向けた施設整備に対する補助であります。

本市としても、十二月補正予算に関連予算を上程し、本市の高品質なスモモを安定的に生産できる体制の強化支援に

向けるため、補助金による支援を図ってまいりたいと考えております。

次に、「かきまつり・まいもん朝市」についてであります。

毎年、市内外から数多くの方にお越しいただき、開催しております地域交流イベントであります。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、昨年が続いて、本年も中止とさせていただきますでしたが、これからの石川県穴水町との交流を発展させるため、相互の地域コミュニティの活性化に繋げることを目的として、旧八田村有志の皆さまにおいて、「南アルプス市八田能登穴水町交流事業実行委員会」が、本年六月に立ち上げられております。

コロナ禍の影響により、残念ながら中止となってしまいましたが、地域の皆さまが中心となり、地域イベントを盛り上げる体制を整えていただきましたことについて、感謝の意を表するものであります。

次に、「二〇二二ルート日本海―太平洋シンポジウム開催」についてであります。

本大会は、『君は太平洋を見たか、僕は日本海を見たい。』をキャッチフレーズに、今年で三十五年目を迎え、今年度は本市が開催地となり、「このみちを繋ぎ、想いを繋ぐ」をテ

ーマに、十一月五日に開催したところであります。

中部日本横断自動車道の沿線自治体の皆さま、そして女性みちの会の皆さまが一堂に会し、中部日本横断自動車道の整備及び利用の促進とともに、早期の全線開通に向けて、それぞれの想いを共有したところであります。

本市としても、中部横断自動車道の開通効果には、大きな期待を寄せるところであり、沿線自治体の皆さまとの連携を図り、沿線地域のより一層の活性化に繋げてまいります。

最後に、『行財政改革のさらなる推進』についてであります。

はじめに、「上下水道料金徴収業務委託」についてであります。

今年度四月一日より、業務の効率化、サービスの向上を図るため、企業局に上下水道料金センターを開設し、その業務を「株式会社日本ウォーターテックス」に委託する中で、進めております。現在の成果としては、料金センターの窓口における上下水道料金の収納率が、十月末日時点で、対前年比三百パーセントと大きく向上しております。

また、「高齢者等見守り活動に関する協定」・「南アルプス

市の安全・安心に関する協定」、及び「災害時における応急対策業務の応援に関する協定」を締結し、日々の業務と合わせ、貢献していただいているところでもあります。

今後も成果の向上をより一層図るため、委託事業者と共に業務を推し進めてまいります。

次に、「マイナンバーカード」についてであります。

マイナンバーカードは、今年十月から健康保険証としての本格運用が開始され、保険証利用に対応した医療機関や薬局での利用が可能となりました。

本市においても、今年度からは、職員による申請サポートを始めるなど、普及率向上に向け、鋭意努めております。

令和三年十月末日現在の交付率は、三十・八パーセントとなっており、四月末日現在の二十二・七パーセントから八一ポイント上昇したところであります。

今後は、国において、七十五歳以上の方に対する申請勧奨が予定されておりますので、本市においても、出張申請サービスなどを鋭意実施し、より多くの市民の皆さまにカードを取得していただけるよう努めてまいります。

次に、「東京農業大学との包括連携協定」についてであります。

昨年来のコロナ禍により、進展させることが出来ておりませんでしたが、今年三月には、東京農業大学を訪問し、ユネスコエコパークに関する取り組み、農業の衰退、遊休荒廃農地の再生、ふるさと納税返礼品開発など、具体的な連携に向けて協議の場を持つことができました。

更に、十月には、東京農業大学の江口文陽学長、上岡美保副学長を始めとする皆さまに、本市を訪れていただき、本市及びJ A南アルプス市から連携事業について提案し、専門的な立場からのご意見をいただく中で、双方にとって、有益な連携事業の実施に向けて、今後の方向性を共有したところであります。

続きまして、市議会第四回定例会に提出いたしました案件につきまして、ご説明申し上げます。

市議会第四回定例会に提出いたしました案件は、条例案十件、予算案三件、過疎計画策定案一件、財産の取得案二件、指定管理者に関する案五件、市道路線に関する案一件、合わせて二十二件であります。

はじめに、議案第八十五号、「南アルプス市いじめ防止連携会議等設置条例の制定について」であります。

この案については、いじめの事案が多様化しており、重大事態に対応するための体制を整備する必要があることから、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、南アルプス市いじめ防止連携会議その他の組織の設置に関し、必要な事項を定める必要があるため、本条例を制定するものであります。

次に、議案第八十六号、「南アルプス市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例及び南アルプス市過疎地域自立促進基金条例の一部改正について」であります。

この案については、芦安地区を過疎地域と規定する過疎地域自立促進特別措置法が令和三年三月末で期限を迎え、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことに伴い、関係する条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第八十七号、「南アルプス市国民健康保険税条例の一部改正について」であります。

この案については、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、未就学児がいる世帯に対して、国民健康保険税の均等割額の減額を行い、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、本条例の一部を改正するものであります。



次に、議案第八十八号、「南アルプス市国民健康保険条例の一部改正について」であります。

この案については、健康保険法施行令等の一部を改正する法律の公布に伴い、出産育児一時金の支給額を変更するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第八十九号、「南アルプス市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。

この案については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第九十号、「南アルプス市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。

この案については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業、並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第九十一号、「南アルプス市福祉センター条例の一部改正について」であります。

この案については、南アルプス市櫛形社会福祉会館の効率的な管理運営を図るため、指定管理者制度を導入することに伴い、本条例を改正したいので、この案を提出するものであります。

次に、議案第九十二号、「南アルプス市山梨県北岳山荘の管理に関する条例の一部改正について」であります。

この案については、南アルプス市が管理する山荘の利用料金等の改正に伴い、山梨県北岳山荘の使用料等の規定を改める必要があることから、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第九十三号、「南アルプス市公営企業の設置等に関する条例の一部改正について」及び、議案第九十四号、「南アルプス市水道給水条例の一部改正について」であります。

この二案については、芦安簡易水道事業を南アルプス市水道事業へ統合すること等に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

続きまして、補正予算案について、ご説明申し上げます。  
本定例会に提出いたしました補正予算案は、南アルプス市一般会計のほか一特別会計及び一企業会計の、合わせて三会計であります。

はじめに、議案第九十五号、「令和三年度南アルプス市一般会計補正予算(第六号)」について、ご説明申し上げます。

補正額を、五億一千七十万三千円とし、歳入歳出予算の総額を、三百二十二億六千七百九十九万円とするものであります。

歳出の主なものについて、政策体系別にご説明申し上げます。  
まず、『安全でみどり豊かな人がつながるまちの形成』についてであります。

「コミュニティ活動支援事業」として、今諏訪地区自治会、湯沢区自治会が管理する集会施設、公民館へのエアコン設置等に対し、助成金として三百四十万円を計上しております。  
財源としては、全て、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業の活用により、賄うものであります。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、「十日市祭典運営支援事業」をはじめとする、地域コミュニティ

イベントの中止決定を受け、合わせて九百七十万二千元を減額しております。

次に、『ともに生き支えあうまちの形成』についてであります。

「新型コロナウイルス感染症対策事業」として、三回目の接種体制確保に要する経費として、一億五千百四十五万円を計上しております。

また、「介護給付・訓練等給付事業」として、六千三十万円を計上し、「障害児通所等給付事業」では、五千八百七万円を計上しております。いずれも報酬改定やサービス利用者の増加等によるものであります。

その他、「民間保育所活動支援事業」として、民間事業者が計画していた保育園の園舎の増改築計画の見直しに伴い、交付金五千百九十七万五千元を減額しております。

次に、『うるおいと活力のある快適なまちの形成』についてであります。

「若者世帯定住支援奨励金事業」について、申請件数が大幅に増加していることから、今後の申請件数を見込み、二千五百十万円を計上しております。

また、地域からの要望を踏まえ、早急に対応が必要な道路

や水路の修繕経費として、「道水路の維持管理事業」に七百万円、農道や農業用水路等の修繕経費として、「市単土地改良事業」に八百万円をそれぞれ計上しております。

また、「遊・湯ふれあい公園管理運営事業」、「樹園管理運営事業」、「塩沢溪谷河川公園管理運営事業」、「南アルプス温泉ロッジ管理運営事業」、「やまなみの湯管理運営事業」、「金山沢公園管理運営事業」、「山小屋・山荘管理事業」の七事業では、コロナ禍による市からの休業要請及び利用者制限要請の影響により発生した減収分を補填するため経費として、三千七百七万七千円を計上しております。

また、「スモモ産地競争力強化支援事業」として、米国産のスモモの輸入解禁に伴い、日本一のスモモの産地として、競争力のある高品質なスモモを安定的に生産できる体制を強化するための経費として、一千五百八十一万円を計上しております。

次に、『心豊かな人と文化をはぐくむまちの形成』についてであります。

本定例会において上程しております「南アルプス市いじめ防止連携会議等設置条例」に付随しまして、関連経費を計上しております。

次に、『未来をひらく経営型行政運営の形成』についてであります。

「ふるさと納税事業」として、ふるさと納税の申し込み件数が伸びていることから、返礼品と各種手数料の不足分の経費として、八千百万円を計上しております。

以上、歳出予算の財源としては、国・県支出金、繰越金、諸収入を見込んでおります。

次に、特別会計補正予算案について、ご説明申し上げます。

議案第九十六号、「令和三年度南アルプス市土地取得造成事業特別会計補正予算（第三号）」についてであります。

この案については、下今諏訪A工業団地、並びに御勅使南工業団地の用地拡張整備に係る経費について、繰越明許費を計上しております。

次に、企業会計補正予算案について、ご説明申し上げます。

議案第九十七号、「令和三年度南アルプス市下水道事業会計補正予算（第二号）」についてであります。

この案については、公共下水道整備事業に伴う汚水柵設置工事請負費の増額により、一千六十万円を計上しております。

す。

以上で補正予算案についての説明を終わります。

次に、議案第九十八号、「南アルプス市過疎地域持続的発展計画の策定について」であります。

この案については、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたため、芦安地区の活力ある地域づくりを推進する南アルプス市過疎地域自立促進計画を見直し、新たに、令和二年度から七年度までを計画期間とする南アルプス市過疎地域持続的発展計画を策定するものであり、同法第八条第一項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第九十九号、及び議案第百号、「財産の取得について」であります。

この二案については、工業団地拡張整備事業に伴い、下今諏訪A工業団地の拡張事業用地として、土地（三万八千六百九十八・〇九平方メートル）を、御勅使南工業団地の拡張事業用地として、土地（三万二千五百九十七・〇二平方メートル）を取得するためのものであり、地方自治法第九十六条第一項第八号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得

又は処分の範囲を定める条例第三条の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提出するものであります。

次に、議案第百一号から議案第百五号、「指定管理者の指定について」であります。

これらの案については、地方自治法第二百四十四条の二第六項及び南アルプス市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第六条第一項の規定により、あらかじめ議会の議決を経る必要があるため、この案を提出するものであります。

次に、議案第百六号、「市道路線の認定について」であります。

この案については、開発行為により寄附された五路線を市道認定するものであります。

以上、提出案件についての説明を終わります。

何卒、よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願い申し上げます。

令和三年十一月二十六日

南アルプス市長 金丸 一元